

平成十九年総務省令第九十四号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長
発展の基盤強化に関する法律第二十六条の
地方公共団体等を定める省令

企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律
第四十号）第二十条の規定に基づき、企業立地の
促進等による地域における産業集積の形成及び活
性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定
める省令を次のように定める。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める地
方公共団体）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成
長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」と
いう。）第二十六条に規定する総務省令で定め
る地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に
係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引
事業の促進に関する基本的な計画の同意の日

（以下「同意日」という。）の属する年度前三年
度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五
年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算
定した基準財政収入額を同法第十一条の規定に
より算定した基準財政需要額で除して得た数値
を合算したものの三分の一の数値（以下「財政
力指数」という。）が〇・五二に満たない都道
府県又は〇・六七に満たない市町村（法第十三
条第四項又は第七項の規定による承認を受けた
日が令和五年四月一日以後である場合であつ
て、法第十四条第一項に規定する承認地域経済
牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」と
いう。）が行う法第二十五条に規定する承認
地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事
業」という。）のうち、次の各号のいずれにも
該当するものに係る法第二十六条に規定する措
置を行う場合にあっては、財政力指数が〇・八
〇に満たない市町村）とする。

一 承認地域経済牽引事業について、次条に定
める対象施設を事業の用に供した事業年度か
ら五年間の労働生産性（付加価値額（売上
高、給与総額及び租税公課を合計した金額か
ら売上原価の額並びに販売費及び一般管理費
の額を合計した金額を減算した金額をいう。
以下同じ。）を労働者数で除したものをいう。
以下同じ。）の伸び率の年平均が百分の四以
上となることが見込まれること。
二 承認地域経済牽引事業について、次条に定
める対象施設を事業の用に供した事業年度の

翌事業年度から五年間の投資収益率（営業利
益及び減価償却費を合計した金額の増加額を
減価償却資産の取得予定価額で除したもの
をいう。以下同じ。）の年平均が百分の五以
上となることが見込まれること。

三 承認地域経済牽引事業について、法第三条
に規定する基本方針に規定する評価委員会に
おいて労働生産性の伸び率又は投資収益率が
一定水準以上となることが見込まれる観点か
ら先進的であると認められたこと。

四 承認地域経済牽引事業について、承認地域
経済牽引事業者の平均付加価値額（前々事業
年度及び前事業年度の付加価値額の年平均を
いう。）が五十億円以上であり、かつ、三億
円以上の付加価値額を創出すると見込まれる
こと。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める施
設）

第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定め
る施設（以下「対象施設」という。）は、次に
掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用
途上不可分の関係にある二以上の家屋若しく
は構築物であつて一団の土地にあるものに限
る。）であつて当該施設の用に供する家屋又
は構築物を構成する減価償却資産（所得税法
施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六
条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和
四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び
第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋
又は構築物の敷地である土地（同意日（当該
同意日の同意が令和七年三月三十一日まで
行われたものに限る。以下同じ。）以後に取
得した土地であつて、その取得の日の翌日か
ら起算して一年以内に当該土地を敷地とす
る当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場
合における当該土地に限る。）の取得価額の
合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種
（製造業のうち食料品製造業、飲料・たば
こ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家
具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製
造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品
製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、
飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用
機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をい
う。）に係るものにあつては、五千万円）を
超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施
設に含まれない部分がある場合には当該家屋
の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に
供されるべき部分の床面積（以下この号にお
いて「共用部分の床面積」という。）を除く
。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床
面積（共用部分の床面積を除く。）の占める
割合が二分の一以上のものであり、当該対象
施設に係る構築物につき当該対象施設に含ま
れない部分がある場合には当該構築物を構成
する減価償却資産（所得税法施行令第六
条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に
掲げるものに限る。以下この号において同じ。）
の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含
まれる部分を構成する減価償却資産の取得価
額の合計額の占める割合が二分の一以上のも
のであること。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める場
合）

第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定め
る場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それ
ぞれ当該各号に定める場合とする。

一 不動産取得税 同意日から令和七年三月三
十一日までに対象施設を設置した者（以下
「施設設置者」という。）について、当該対象
施設（施設設置者）の用に供する部分に供す
る部分に限るものとし、事務所等に係るもの
を除く。）又はその敷地である土地の取得
（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取
得については、その取得の日の翌日から起算
して一年以内に当該土地を敷地とする当該家
屋の建設の着手があつた場合における当該土
地の取得に限る。）に対して課する不動産取
得税について課税免除又は不均一課税をする
こととしている場合
二 固定資産税 施設設置者について、当該対
象施設（施設設置者）の用に供する部分に供す
る部分に限るものとし、事務所等に係るもの
とし、事務所等に係るものを除く。）又はこれ
らの敷地である土地（同意日以後に取得した
ものに限り、かつ、土地については、その取
得の日の翌日から起算して一年以内に当該土
地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の
着手があつた場合における当該土地に限る。）
に対して課する固定資産税について課税免除
又は不均一課税をすることとしている場合
附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 当分の間、普通交付税に関する省令（昭和三十
七年自治省令第十七号）第四十八条（同令附
則第十条の四において準用する場合を含む。）
の規定の適用を受ける市町村に係る第一条の適
用については、「地方交付税法（昭和二十五年
法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定
した基準財政収入額」とあるのは「合併関係市
町村（市町村の合併によりその区域の全部又は
一部が合併市町村の区域の一部となる市町村を
いう。以下この条において同じ。）が当該年度の
四月一日現在においてすべてなお従前の区域
をもつて存続していたものと仮定した場合にお
いて各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付
税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七
号）第五十条の規定によつて算定した基準財政
収入額を合算して得た額」とし、「同法第十一
条の規定により算定した基準財政需要額」とあ
るのは「各合併関係市町村につきそれぞれ同令
第四十九条の規定によつて算定した基準財政需
要額を合算して得た額」とする。

**附則（平成二〇年三月三十一日総務省令
第四一号）**
この省令は、平成二十年四月一日から施行す
る。

**附則（平成二〇年八月二日総務省令
第九三三号）**
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の企業立地の促進等
による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第二十条の地方公共団体等を定める
省令第三号第一号の規定は、施行日以後に設置
される施設について適用し、施行日前に設置さ
れた施設については、なお従前の例による。

**附則（平成二二年三月三十一日総務省令
第四〇〇号）抄**
（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行
する。

**附則（平成二三年三月三十一日総務省令
第二五五号）**
この省令は、平成二十三年四月一日から施行
する。

**附則（平成二五年三月三〇日総務省令
第三八八号）抄**
（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日総務省令第三五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日総務省令第三五号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日総務省令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二五日総務省令第五五号）

（施行期日）

1 この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第四十七号）（次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の規定に基づくこの省令による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三〇日総務省令第一六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三〇年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令第一条の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に施設を設置した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、施行日前に施設を設置

した事業者に係る課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月三〇日総務省令第四四号）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月一六日総務省令第八七号）

この省令は、中小企業の実業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日総務省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第六項の規定による地域経済率引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間である場合における第六条の規定による改正後の地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三一日総務省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後の地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行

日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。